

〒661-0033
尼崎市南武庫之荘4丁目21の5
兵庫県土建一般労働組合
阪神支部
TEL 06(4962)6334
FAX 06(4962)6344
振込みは毎月4日までにネ!
ホームページアドレス
<http://www.hyogodoken-hanshinshibu.com/>

建設ひょうご

発行所
〒652-0802 神戸市兵庫区水木通5丁目2の9
兵庫県土建一般労働組合
TEL 078(576)6721(代)
FAX 078(576)6726
編集人 教宣部長 山崎 譲
(阪 神 支 部)
※組合員の購読料は組合費に含まれています。

ただ今拡大真っ最中

感謝され明るい陽射しも受けて、対話が弾む組織部員。



今では工事現場の必需品据え付け便所。誰もが喜ぶ紙持って行く。

万が一の事故の際にも確実な補償を受けられるように、労災保険の特別加入を積極的にご検討ください。

労災保険料の求め方

年間保険料 = 給付基礎日額 × 365 × 保険料率*
* 一人親方等 (建設事業) であれば 18/1000

- ・ **給付基礎日額**は、保険料の算定に使用されるとともに、休業(補償)給付などの日額単価となります。
- ・ **給付基礎日額が低い場合は、労災保険給付額も少なくなりますので、所得水準に見合った適正な額を申請してください。**

(例) 給付基礎日額 1万円の場 合の保険料と保険給付内容

【年間保険料】
10,000円 × 365日 × 18/1000 = **65,700円**

【保険給付内容】 ※治療と休業のみ必要な場合

- ・ ①療養(補償)給付については、**給付基礎日額に関係なく、必要な治療が無料で受けられます。**
- ・ ②休業(補償)給付については、例えば、20日間休業した場合、特別支給金と合わせて、以下の額が支給されます。
10,000円 × (0.6+0.2) × (20-3) 日 = 13万6千円

労災保険給付の種類

特別加入者が業務災害または通勤災害により被災した場合、下の6つの保険給付とともに、対応する特別支給金が支給されます。

- ① 療養(補償)給付**
無料で治療が受けられます。または、治療に要した費用を支給します。
- ② 休業(補償)給付**
治療のため労働できない日が4日以上となった場合に、休業特別支給金と合算で、給料の約8割を支給します。
- ③ 障害(補償)給付**
障害が残った場合、障害等級に応じた額の年金か一時金を支給します。
- ④ 遺族(補償)給付**
亡くなられた場合、遺族の方に年金か一時金を支給します。
- ⑤ 介護(補償)給付**
介護を受けている場合、その費用を支給します。
- ⑥ 葬祭料・葬祭給付**
亡くなられた方の葬祭を行う場合に一時金を支給します。

建設業の一人親方等のうち、不幸にも毎年80人前後の方が作業中の事故により死亡してしましますが、労災者の約45%は労災保険に特別加入していませんでした。一人親方として働いている場合、作業中や通勤途中に事故に遭ったとしても、労災保険に特別加入していなければ、労災保険からの補償は一切行われなため、治療費の負担や、治療中の収入減などが生活に大きな影響をもたらします。

建設工事に従事する一人親方の皆様へ

「労災保険の特別加入」してますか?